

訪問介護料金表

地域区分： **その他**

単価： **10**

令和6年4月1日改定（基本報酬）

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
身体0 (20分未 満)	昼間	163	1,630	1,467	163	1,304	326	1,141	489
	早朝・夜間	204	2,040	1,836	204	1,632	408	1,428	612
	深夜	245	2,450	2,205	245	1,960	490	1,715	735
身体1 (20分以上 30分未 満)	昼間	244	2,440	2,196	244	1,952	488	1,708	732
	早朝・夜間	305	3,050	2,745	305	2,440	610	2,135	915
	深夜	366	3,660	3,294	366	2,928	732	2,562	1,098
身体2 (30分以上 1時間未 満)	昼間	387	3,870	3,483	387	3,096	774	2,709	1,161
	早朝・夜間	484	4,840	4,356	484	3,872	968	3,388	1,452
	深夜	581	5,810	5,229	581	4,648	1,162	4,067	1,743
身体3 (1時間以 上1.5時 間未 満)	昼間	567	5,670	5,103	567	4,536	1,134	3,969	1,701
	早朝・夜間	709	7,090	6,381	709	5,672	1,418	4,963	2,127
	深夜	851	8,510	7,659	851	6,808	1,702	5,957	2,553
身体4～ (身体3以 降30分増 す ごと)	昼間	82	820	738	82	656	164	574	246
	早朝・夜間	103	1,030	927	103	824	206	721	309
	深夜	123	1,230	1,107	123	984	246	861	369

生活2 (20分以上 45分未 満)	昼間	179	1,790	1,611	179	1,432	358	1,253	537
	早朝・夜間	223	2,230	2,007	223	1,784	446	1,561	669
	深夜	269	2,690	2,421	269	2,152	538	1,883	807
生活3 (45分以 上)	昼間	220	2,200	1,980	220	1,760	440	1,540	660
	早朝・夜間	275	2,750	2,475	275	2,200	550	1,925	825
	深夜	330	3,300	2,970	330	2,640	660	2,310	990

提供時間の詳細：昼間（8：00-18：00）、早朝（6：00-8：00）、夜間（18：00-22：00）、深夜（22：00-6：00）

※昼間の所定単位数に対し、早朝・夜間は25%、深夜は50%を加算した単位数を算定します。

※利用者の身体的な理由や暴力行為などにより、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定します。

※身体介護の後に引き続き20分以上の生活介護を行った場合は、20分から計算して25分を増すごとに67単位（201単位を限度とする）を加算した単位数を算定します。

■ 加 算 等

令和6年6月1日改定（加算等）

加算名称	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
初回加算 (初回のみ、1月につき)	200	2,000	1,800	200	1,600	400	1,400	600

※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が同行または指定訪問介護を行った場合に算定する加算です。

緊急時訪問介護加算 (1回につき)	100	1,000	900	100	800	200	700	300
----------------------	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に緊急にサービス提供を行い、ケアマネジャーにより必要と判断された場合に算定する加算です。

名称等	加算・減算割合
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき)	所定単位数の22.4%を加算

所定単位数・・・基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

※介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。